

令和8年度 高山西高等学校 「生徒心得」より

【学習三原則】 ・生活を正す ・目標を持つ ・継続する

【服装等について】

	男 子	女 子
制 服	<p>冬 季：ブレザー、ズボン カッターシャツ、ネクタイ 冬季通学時は、防寒具を着用する。</p> <p>夏 季：開襟シャツ(半袖)、ズボン</p> <p>移行期：冬季と夏季のどちらでも可。</p> <p><注意> ・カッターシャツ、開襟シャツの下には色物、柄物、ボーダーなどの下着(シャツ)の着用は禁止とする。襟元や袖からはみ出さない。 ・制服は必ず体にあったものを着用すること。(極端にサイズの違うものを着用しない)</p>	<p>冬 季：ブレザー、スカート(ズボン) ブラウス、リボン(ネクタイ) 冬季通学時は、防寒具を着用する。</p> <p>夏 季：ブラウス(半袖)、スカート(ズボン)</p> <p>移行期：冬季と夏季のどちらでも可。</p> <p><注意> ・ブラウスの下には色物、柄物、ボーダーなどの下着(シャツ)の着用は禁止とする。襟元や袖からはみ出さない。 ・制服は必ず体にあったものを着用すること。(極端にサイズの違うものを着用しない)</p>
履 物	<p>通学靴：革靴(黒色・ローファー) <内側に必ず記名すること> 冬季はブーツ、長靴、スノレの使用を認める。(規定は別に定める。別紙参照)</p> <p>上履き：指定のスリッパ(学年別に色を指定) <必ず記名すること></p> <p>靴 下：黒か紺(ワンポイントは可) くるぶしが完全に隠れる長さ。</p>	<p>通学靴：革靴(黒色・ローファー) <内側に必ず記名すること> 冬季はブーツ、長靴、スノレの使用を認める。(規定は別に定める。別紙参照)</p> <p>上履き：指定のスリッパ(学年別に色を指定) <必ず記名すること></p> <p>靴下(夏)：黒か紺(ワンポイントは可) くるぶしが完全に隠れる長さで、膝下丈のもの。 (冬)：靴下以外に黒か紺のタイツも可。</p>
頭 髪 等	<ul style="list-style-type: none"> 前髪は、自然な状態において、眉全体が隠れない長さとする。また、自らの手で頭部を軽くひたいに向けてなで下ろしたとき、目に届かない長さとする。 横(左右)は、耳にかからないこと。 後髪は、襟にかからないこと。 人工的に手を加えないこと。 (パーマ・染色・脱色・剃り込み・ツヤやぬれた感じをだす整髪料などは禁止とする。またドライヤー等で髪全体を立たせたりする極度の整髪を禁止する。) 眉剃りなど、眉毛に手を加えることは禁止とする。 髪の長さが極端に違うカットは、禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 前髪は、自然な状態において、眉全体が隠れない長さが望ましい。ただし、自らの手で頭部を軽くひたいに向けてなで下ろしたとき、目に届かない長さとする。 髪の長さが後襟全体を隠さないこと。それ以上の長さのものは、必ず束ねること。 目を隠したり、視界を妨げるような髪はピンで止める。 髪の毛を束ねるゴム、ピンの色は、黒色、紺色、茶色とする。 人工的に手を加えないこと。 (パーマ・カール・染色・脱色・ツヤやぬれた感じをだす整髪料などは禁止とする。) 眉剃りなど、眉毛に手を加えることは禁止とする。 髪の長さが極端に違うカットは、禁止とする。
化 粧	<p>一切禁止である。</p>	<p>一切禁止である。 (マニキュア・マスカラ・アイシャドウ・つけまつげ・眉剃り・眉かき・口紅・色つきリップ・ファンデーションなど、全て禁止とする。)</p>

男 女 共 通	
装 飾 品	一切禁止である。 (ネックレス・指輪・ブレスレット・ピアスなど装身具はすべて禁止とする)
カ バ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学時は、教科書、ノート等の持ち運びが可能なものを使用すること。(手提げ、リック等) (装飾品については、華美にならないこと。) ・ サブバックの使用も認める。(高校生としてふさわしいものを使用すること。)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分証明書は、生徒手帳の中に入れ、常時携帯すること。 ・ 異装などについては、生徒手帳の諸届け欄で担任に申し出て、許可を受けること。
防 寒 具	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジャンパー、コート、部活動ウエアー、手袋、マフラー、ニット帽等の着用を許可する。 (華美でないもの。ただし、あくまでも防寒用であることを忘れず、適切に使用すること)。

【服装等の規定に関する注意点】

1. カッターシャツやブラウスの下には、色シャツの着用は許可しない。白いシャツとする(ワンポイント可)。
2. 男子のズボンは、ベルトを着用すること。ベルトは黒色か茶色で、華美でないものとする。
(女子の場合もズボン使用時は同様とする)
3. 女子のスカート丈は、膝中央を基準とする。
4. 上履きは指定スリッパとする。記名以外は書き込まない。

【生徒手帳の利用について】

1. 生徒手帳は、登下校時の鞆内に常時携帯しておくこと。
2. 三年間を通し使用するため、紛失しないよう注意すること。
3. 諸届け(欠席・遅刻・早退・異装)は、生徒手帳で行なう。

【携帯電話・スマートフォン所持に関する規定】

所持解禁の理由としては、大学入試において『Web 出願』を利用する大学が増加し、インターネットに接続するための端末所持の必要性がでてきたことや、現在は本校でもフルクラウド統合型校務支援システム『BLEND』が導入され、各家庭(保護者・生徒)への主要な連絡手段となっている点があげられます。

その反面、様々な弊害(学習時間減少・SNS を媒体とする事件の増加・「ながらスマホ」が原因となる交通事故の

増加)が指摘されており、高校生のスマホ使用が社会問題となっている点も見逃すことはできません。そこで本校は以下のような規定を定めています。

- ①「契約書コピー」および「本校所定の誓約書」を提出する。
- ②学校に持ってくることを希望する生徒は、「持ち込み許可願」を提出する。
- ③学校での管理・使用については、以下の規定に基づくものとする。
 - A.校内では電源を切り、朝の SHR で担任に預け、終わりの SHR で返却する。部活動(7・8限目および休日含む)時は、部顧問の責任の下、管理する。
 - B.担任に預けること無く使用が発覚した場合は、即時預かりとし指導する。
 - C.登下校に限り、自転車置き場および駐車場での使用は許可する。(休日・祭日振休・代休も同様)
- ④盗撮(刑法犯)や誹謗中傷の書き込み(情報モラル違反)、出会い系サイトの利用、その他犯罪(刑法犯)とみなされる行為が発覚した場合や、「ながらスマホ(イヤホンを使用することを含む)」や「定期考査中の使用」が発覚した場合は、即時解約を勧告する。
- ⑤生徒本人が、保護者の指導に従わない場合(ゲームやネット依存・SNS に関係する様々なトラブル・その他心配事)は、保護者と学校が相談・協力して対応策を検討する。
- ⑥重大な事案(刑法犯・交通違反・情報モラル違反)に関しては、速やかに警察に情報を提供し、警察主体の捜査(調査)となることを改めて認識して欲しい。その際、加害(違反)生徒および保護者が一切の責任を負うものとし、高山西高等学校に責任が及ばないことを解する。なお、高山西高等学校は加害(違反)生徒と第三者との間の紛争には一切関知しないものとし、加害(違反)生徒および保護者の責任で当該紛争を解決するものとする。

【登下校の車の送迎について】

本校では、原則として「車での送迎は望ましくない」という姿勢でいます。できるだけ徒歩か自転車を利用した登下校が「心身の健康」の観点からも好ましいと考えていますが、生徒の活動時間が非常に長い場合や、冬季中の交通状況を考慮する中でやむを得ないとも考えます。したがって本校では、車での送迎は特に禁止はしていません。しかし、中には「校門付近に横付け」で送迎する保護者がみえます。学校近くでの乗り降りは、交通渋滞の原因ともなり、地域の方々へ多大な迷惑をかけてしまいます。

7項の送迎についての『区域図』を確認し、迷惑のかからない乗車と降車をして下さい。登校時の降車後は通常の通学経路に従い、正門からの登校となります。また、下校時の待ち合わせ場所については、『アーチェリー場側駐車場』としていきますのでご承知おき下さい。その他での待ち合わせに関しては、違反や迷惑にならない場所をお考え下さい。(冬場積雪時には特に注意が必要)。

☆ 午前8時20分(朝の SHR 開始)

☆ 最終下校時間:午後8時

3. 休日の補習・部活動等での登下校の服装について

休日の登下校の服装は、「補習授業」に参加する場合は制服、部活動におきましても原則として制服が好ましいと考えています。しかし、各部活動のチームジャージ(ウエア)または、本校指定の体操服でも担任、部顧問の許可を得て可とします。

【自転車通学について】

自転車通学は、届出制です。

＜注意事項＞

- ① 県の条例により任意保険への加入が義務付けられています。
- ② 届出の際には、事前に自転車店で必ず安全点検を受けて下さい。
- ③ 通学には許可ステッカーを貼付した自転車を使用して下さい。
- ④ ロードバイク・マウンテンバイク・クロスバイク・ピストバイク・電動アシスト自転車及び折り畳み式自転車での登下校は禁止とします。
- ⑤ 雨天時は、雨合羽を着用して下さい。
- ⑥ 自転車は左側通行が原則です。ただし、「自転車通行可の歩道」がある場所は、できる限り歩道を安全に通行して下さい。
- ⑦ 横断歩道は、自転車を降り、引いて通行して下さい。横断歩道は歩行者のためのものです。自転車に乗ったままですと道交法上では車両とみなされますので違法となります。
- ⑧ 地下道のある場所は必ず地下道を利用して、自転車を降り、引いて通行して下さい。
- ⑨ 携帯・スマートフォンを使用しながらの運転は違法となります。(10万円以下の罰金または家庭裁判所送致の可能性がります)
- ⑩ 悪質な違反が続く時には、自転車通学の許可を取消す場合もあります。
- ⑪ 「道路交通法第63条11」の趣旨に基づき、自転車の運転者は「乗車用ヘルメット」をかぶるよう努めなければいけません。

【持ち物について】

下記のものの、学校への持ち込みを禁止しています。

- ① インターネットに接続できる各種機器。(携帯電話・スマートフォン・タブレット・Chromebook 以外)
- ② 音楽プレーヤー、ゲーム機、トランプなどの遊具類。
- ③ 菓子類などの嗜好品。
- ④ その他学業に関係ないもの。

【遊技場などの出入りについて】

- ① ボーリング場、バッティングセンターは可。ただし、夜間は保護者同伴。
- ② パチンコ店、ビリヤード店、麻雀店などへの出入りは、一切禁止です。
- ③ ゲームセンター、ゲームコーナーへの出入りは、一切禁止です。
- ④ カラオケ店などへの出入りは、一切禁止です。(保護者同伴の場合を除く)

【祭礼について】

祭礼に関わる呼び引きなどは、一切禁止です。
地域での祭礼奉仕は許可制とする。

【アルバイトについて】

原則として禁止です。(特別な事情の場合は、学校長が個別に判断します)

【原動機自転車での通学について】

「四ない運動」の主旨に基づき、原則として許可していません。
ただし、特別な事情がある場合は学校長が個別に判断します。

【自動車学校への通学について】

原則として、高等学校在学中は自動車運転免許の取得および自動車学校への通学は許可していませんが、3年生になり進路などに関して、特別な事情が生じた場合は、別途定めた規定に基づき許可する場合があります。

【長期休業中の生活について】

長期休業としては、ゴールデンウィーク、夏季休業、冬季休業、春季休業などがあります。こうした休業中は、つい開放的な雰囲気の流れに流されてしまい、事故や犯罪の被害者(加害者)となったり、自分自身を見失ってしまった結果、問題行動を起こしたりすることも懸念されます。

①生活正す ②目標を持つ ③継続する (学習三原則)

を常に念頭に置き、自律的でゆとりある生活を送り、休業終了後は笑顔で学校生活を迎えることができるよう、以下に生徒に対する生活指針等をあげておきました。各ご家庭におきましてもご協力ご指導をお願いします。

1. 日常生活の方針(自己統制力の育成、豊かな人間性や社会的規範意識の醸成)

1. 計画を立て自主学習に努めること。夏季休業、冬季休業、春季休業後には課題テストが実施され、休業中の学習に対する取り組みが客観的に評価されます。
2. 家族とふれあう時間を大切にし、家事等の分担や手伝いを率先して行うこと。
「1家庭1ボランティア」の実践に努めること。
3. 同窓会等の会合に参加する場合も、高山西高生としての品位を保ち、法に触れる行為は絶対あってはならない。また、日頃から互いの人間性を尊重し合い健全な交友関係の構築を心がけること。
4. 外出の際は行先、目的、帰宅時間を保護者に伝え、夜間の外出は努めて避けること。
(22時以降の外出は岐阜県青少年健全育成条例違反です)
5. 無断旅行・外泊は禁止(友人間も同様)です。
6. アルバイトは原則として禁止です。
7. 携帯電話・スマートフォン・インターネット等の使用においては、情報モラルやマナーを守り、犯罪や性被害にまきこまれないよう注意すること。

2. 生命の安全と事故防止

1. 特に、自転車運転時には加害者となりうる事もあるため、交通ルールを遵守すること。
(四ない運動の徹底) ①運転免許を取らない ②二・四輪車を買わない
③二・四輪車に乗らない ④二・四輪車に乗せてもらわない
2. 交通事故に遭遇した場合、軽微であっても自分の氏名・住所・電話番号を相手に知らせ、相手からも同じように教えてもらう。(必ず学級担任に報告して下さい)

3. その他

1. 休業中に事故等に遭遇した場合は、直ちに学校、または学級担任・部活動顧問に届け出ること。(報告・連絡・相談の徹底)
2. 悩みや困ったことがある場合は、一人で抱え込まないこと。

【いじめ・不登校・学習・進路・友だち・親子関係・人権に関する事等の相談電話】

- ◇ 24 時間子供 SOS ダイアル→ 0120-0-78310 (夜間・休日・祝日 全て 24 時間体制)
- ◇ 教育相談ほほえみダイヤル→ 0120-745-070 (携帯電話からはつながらない)
(月～金 9:30～16:15 祝日・年末年始除く)

【生徒心得の改定】

- (1)現状(法令や規則等)に合わせた条項の追加、修正については企画委員会に提案され、職員会議で承認を受け、さらに生徒会に提示され承認を得られたものは学校長の判断で追加修正ができる。
- (2)生徒はクラス代議員を通して生徒会に提案し、生徒会は、生徒の意見を集約し、生徒議会において 3 分の 2 以上の賛成での可決を経て、校長に対して生徒心得の改定を求めることができる。
- (3)校長は前項の規定に基づく求めを尊重し、職員会議、育友会役員会等での議論を踏まえ改定について決定するものとする。
- (4)前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

令和 8 年 4 月 改訂